

二級建築士
木造建築士 免許書換え交付申請書

私は、このたび建築士法施行細則第5条の2第2項の規定により、下記のとおり

二級 建築士免許証明書の書換え交付を申請します。
木造

静岡県知事 様 令和 年 月 日
静岡県指定登録機関
公益社団法人 静岡県建築士会会長

申請者住所

氏 名

印

記

1 氏 名		写真貼付欄 <small>注意</small> 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦45mm×横35mm * 写真の裏面に申請都道府県名と氏名を記入してから、のりでしっかりと貼り付けてください。
2 生 年 月 日	年 月 日	
3 性 別		
4 登 録 番 号	二級・木造 第 号	
5 登 録 年 月 日	年 月 日	
6 講習受講履歴 記載希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

振替払込受付証明書 貼付欄

※ここには原本を貼り付けてください。

※ゆうちょ銀行備付の振込取扱票を利用した場合は、振替払込請求書兼受領書の原本を貼付し、コピーをとって控えとして保管してください。

静岡県二級・木造建築士申請(変更用)
[免許証明書再交付・登録事項変更・書換え]

※受付番号

※写真番号

様式第3-2号

二級・木造 建築士住所等の届出

届出日 令和 年 月 日

ふりがな			生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日	性別	男・女
氏名									
本籍	都道府県								
ふりがな									
住所	〒		都道府県						
			電話			-			-
登録番号	静岡県 第		号	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	
業務の種別	1. 建築設計(2及び3を除く) 2. 構造設計 3. 設備設計 4. 積算 5. 工事監理又は工事の指導監督 6. 現場管理 7. 技能労務 8. 調査又は鑑定 9. 手続代理 10. 敷地選定等の企画 11. 研究又は教育 12. 行政 13. その他								
勤務先	名称								
	所在地	〒	都道府県						
			電話			-			-

[記入注意] 1. 業務の種別及び勤務先の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入してください。
2. 業務種別欄は、該当する数字を○で囲んでください。2種以上の業務に従事しているときは、主に従事しているもの1つを○で囲んでください。
3. 建築士事務所に勤務しているときは、その事務所の開設者名を勤務先の名称の欄に併記してください。

※「二級・木造建築士住所等の届出」との重複項目もご記入ください。

B

建築士区分	手続き種別(上段)と理由(下段) ※該当するもの全てに○			郵送交付*注)	写真貼付欄
	1 再交付	2 事項変更	3 書換え		
1 二級	01 汚損	04 改姓・字体変更	07 携帯免許	1. 希望する	注意 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦4.5cm×横3.5cm * 写真の裏面に申請都道府県名と氏名を記入してから、のりですっかりと貼り付けてください。 * 貼付した写真はカードに転写されます。
2 木造	02 亡失	05 旧姓・通称名等	08 写真変更	2. 希望しない	
	03 その他	06 その他	09 受講履歴		
			10 その他		

ふりがな				ふりがな			
姓				名			

※楷書で大きくはっきりと記入して下さい。(特に特別な字体があるとき)
※外字等特別な字体がある場合は、検索用の一般的な文字を右の枠にご記入ください。

旧姓・通称名の併記		1 しない 2 する →「する」の場合は以下の旧姓又は通称名欄にご記入ください。					
ふりがな				ふりがな			
旧姓				通称名			

※ 旧姓や通称名を新たに併記、または既存の併記を削除する場合は「登録事項変更申請」が必要です。
※ 通称名は住民票(H24.7.9開始在留管理制度)に記載されているものを記入してください。(ペンネームは不可)

外国籍	
国名コード	国名

■事務局欄		
<input type="checkbox"/> 外字使用確認	<input type="checkbox"/> 旧姓・通称名併記	<input type="checkbox"/> 代理人申請
<input type="checkbox"/> 再交付DB照合	<input type="checkbox"/> 郵送交付	
<input type="checkbox"/> その他特記事項		

個人情報について、1) 記入された内容は個人情報保護法に基づいて適切な方法で管理します。2) 記入された内容は二級・木造建築士名簿(建築士データベース)に記録・管理され、カード型免許証明書の作成及び閲覧(二級・木造建築士名簿の登録事項のみ公開)に利用する以外の目的としては使用しません。